

その写真、本当に「提出」が必要ですか？

工事写真は「**撮影頻度**」に基づき撮影するものです

「**撮影頻度**」に基づいて撮影した写真を監督職員に「**提出**」します。

最適枚数の提出は生産性の向上に繋がります



区分	写真管理項目			摘要
	撮影項目	撮影頻度〔時期〕	提出頻度	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真 着手前1回〔着手前〕	着手前1枚	
	完成	全景又は代表部分写真 施工完了後1回〔完成後〕	施工完了後1枚	
施工状況	工事 施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況 月1回〔月末〕	不要	
		施工中の写真 工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜〔施工中〕	適宜	
	創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付	
仮設 (指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所1回〔施工前後〕	代表箇所1枚	

写真管理基準（広島県）撮影箇所一覧表より抜粋

「提出頻度写真」と「代表写真※」は写真管理ファイル（PHOTO.XML）の「写真区分」「工種」「種別」「細別」の入力が必要な写真のことを指します。

※代表写真：提出頻度写真のうち、工事の全体概要や、当該工事で重要となる写真

「代表箇所」：当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。

「適宜」：設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。

「不要」：デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。

写真の省略

1	品質管理写真	公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略する
2	出来形管理写真	完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略する
3	出来形管理写真	監督職員または担当技術者が臨場して段階確認した箇所は撮影を省略する

撮影の仕様

1	彩色	カラー写真	写真の記録形式はJPEG
2	有効画素数	100万～300万画素程度 指標は小黒板の文字が読める程度	事前（撮影前）にデジタルカメラの日付、撮影モード等におけるデジタルカメラの有効画素数を確認してから撮影する
3	縦横比	3：4程度	

写真の信憑性を考慮し、**写真編集**は『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく**小黒板情報の電子的記入以外**は認めない。



900～1,500程度

1,200～2,000程度

-参考-

- ・写真管理基準（広島県）
- ・デジタル写真管理情報基準（広島県）

- ・電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（広島県）